

改正

平成一七年 七月 六日条例第三七号

平成二一年 三月二四日条例第二〇号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例をここに公布する。

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 削除

第三章 放置の禁止・重点放置禁止区域（第十条・第十一条）

第四章 プレジャーボートの移動等（第十二条—第十六条）

第五章 暫定係留区域（第十七条）

第六章 広報・啓発等（第十八条・第十九条）

第七章 雑則（第二十条・第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、公共の水面におけるプレジャーボートの係留保管の秩序を確立し、もって水域利用の適正化と良好な生活環境、都市景観の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 プレジャーボート 船舶のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。

イ 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船

ロ 旅客定期航路事業に使用する船舶その他規則で定める業務用船舶

ハ 国又は地方公共団体の所有する船舶

ニ ろかいのみをもって運転する舟

ホ その他知事が指定したもの

二 所有者等 プレジャーボートの所有権、占有権又は使用权を有する者をいう。

三 係留保管 プレジャーボートを、水上においては浮棧橋若しくは係船ぐい等につなぎ留め、又は係船浮標を用いて停留させ、陸上においては船台等に定置させるなどして保管することをいう。

四 係留保管施設 プレジャーボートを係留保管するために整備した次に掲げる施設をいう。

イ 国又は地方公共団体が設置した施設

ロ 国又は地方公共団体以外の者が、法令に定める手続を経て設置した施設

五 放置 プレジャーボートが係留保管施設又は正当な権原に基づき係留保管を行う場所（以下「係留保管施設等」という。）以外の場所に係留保管されている状態をいう。

六 廃船 老朽、破損のため船舶としての機能を喪失し、又は所有者等が不要としたことによりプレジャーボートを廃することをいう。

（所有者等の責務）

第三条 所有者等は、係留保管施設等を確保し、プレジャーボートを適正に係留保管しなければならない。

2 所有者等は、関係法令等を遵守するとともに、他の船舶の航行の安全及び秩序ある水域利用の確保並びに周辺的生活環境及び都市景観の保全（以下「船舶の航行の安全等の確保及び周辺的生活環境等の保全」という。）に配慮して、プレジャーボートの適正な利用に努めなければならない。

3 所有者等は、プレジャーボートを廃船としたときは、これを適正に処理しなければならない。
（県の責務）

第四条 県は、この条例の目的を達成するため、係留保管施設の整備の促進を図るとともに、プレジャーボートの適正な係留保管の推進に努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 プレジャーボートの製造、輸入、販売又は保管を業とする者（以下「事業者」という。）は、所有者等に対して適正な係留保管に関する啓発、情報の提供その他必要な措置を講じるよう努めるとともに、県が実施する係留保管施設の整備及びプレジャーボートの適正な係留保管の推進に関する施策（次条において「施策」という。）に協力するものとする。

2 事業者は、所有者等に対し、プレジャーボートの利用上の基本的な秩序について周知させるよう広報及び啓発に努めるものとする。

（市町との連携）

第六条 県は、この条例に定める施策を実施するときは、関係市町との連携に努め、協力を求めるものとする。

第二章 削除

第七条から第九条まで 削除

第三章 放置の禁止・重点放置禁止区域

（放置の禁止）

第十条 何人も故なく公共の水面においてプレジャーボートを放置し若しくは放置させ、又はこれを放置し若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

（重点放置禁止区域の指定）

第十一条 知事は、プレジャーボートの放置を特に規制する必要がある公共の水面をプレジャーボート重点放置禁止区域（以下「重点放置禁止区域」という。）に指定することができる。

2 知事は、前項の規定により重点放置禁止区域を指定したときは、これを告示するものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、重点放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により重点放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

第四章 プレジャーボートの移動等

（重点放置禁止区域の放置に対する指導等）

第十二条 知事は、プレジャーボートが重点放置禁止区域に放置されているときは、当該プレジャーボートの所有者等に対し、プレジャーボートを係留保管施設等に移動するよう指導し、若しくは勧告し、又は命じることができる。

（プレジャーボートの移動）

第十三条 前条の命令を受けた者がその措置を履行しない場合における代執行に関しては、行政代執行

法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところによる。

（所有者等が不明の場合の措置）

第十四条 第十二条の規定によりプレジャーボートの移動について必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失なく当該措置を命ずべき所有者等を確認することができないときは、知事は、当該措置を自ら行い、又は第三者をしてこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、知事又は第三者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

2 知事は、前項の規定によりプレジャーボートを移動し、又は移動させたときは、当該プレジャーボートを保管しなければならない。

3 知事は、前項の規定によりプレジャーボートを保管したときは、当該プレジャーボートの所有者等に対し当該プレジャーボートを返還するため、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公告しなければならない。

4 知事は、第二項の規定により保管したプレジャーボートが滅失し、又は破損するおそれがあるときは、規則で定めるところにより、当該プレジャーボートを売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 前項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 第一項から第四項までに規定するプレジャーボートの移動、保管、公告その他の措置に要した費用は、当該プレジャーボートの返還を受けるべき所有者等の負担とする。

7 第三項の規定による公告の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管したプレジャーボート（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該プレジャーボートの所有権は県に帰属する。

（重点放置禁止区域外の放置に対する措置）

第十五条 知事は、重点放置禁止区域以外の公共の水面においてプレジャーボートの放置により船舶の航行の安全等の確保及び周辺的生活環境等の保全に支障が生じていると認めるときは、当該プレジャーボートの所有者等に対し、プレジャーボートを係留保管施設等に移動するよう指導することができる。

（立入調査）

第十六条 知事は、第十二条又は前条の規定による指導若しくは勧告又は命令を行うため必要がある場合は、その職員に放置されているプレジャーボートに立ち入り、所有者等を確認するため必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 暫定係留区域

（暫定係留区域の指定）

第十七条 知事は、船舶の航行の安全等の確保及び周辺的生活環境等の保全に支障を及ぼさないと認められる範囲内において、プレジャーボートを暫定的に係留させるための区域（以下「暫定係留区域」という。）を指定することができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、暫定係留区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 第十一条第二項の規定は、第一項及び前項の規定により暫定係留区域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除する場合について準用する。

第六章 広報・啓発等

(広報・啓発等)

第十八条 県と関係機関は連携して、所有者等に対し、その責務についての自覚を促すため、プレジャーボートに係る法令等や利用上の基本的な秩序について周知させるなど、広報及び啓発活動に努めるものとする。

第十九条 削除

第七章 雑則

(適用上の注意等)

第二十条 この条例の適用に当たっては、この条例の規定が他の法令に基づく措置を妨げるものと解釈してはならない。

2 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項の河川及び同法第百条第一項の規定により二級河川に関する規定が準用される河川（河川管理者が管理するこれらの河川区域と他の法令に基づく管理区域とが重複する河川区域のうち、知事が当該河川の河川管理者と協議して定める区域を除く。）におけるプレジャーボートの放置の規制については、第三章から第五章までの規定にかかわらず、河川法の定めるところによる。この場合において、知事は、必要と認めるときは、当該河川の河川管理者にプレジャーボートの放置の規制措置を講じるよう要請するものとする。

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十年十月一日から施行する。

(この条例の施行時におけるプレジャーボートの係留保管者の届出)

2 この条例の施行の際現に第七条第一項の規則で定める区域にプレジャーボートを係留保管している者は、平成十年十二月三十一日までに知事に対し、同項に規定する事項を届け出なければならない。

附 則（平成一七年七月六日条例第三七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年三月二四日条例第二〇号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

改正

平成一二年一二月二一日規則第一三四号

平成一七年 三月三〇日規則第二六号

平成二一年 三月二四日規則第九号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則をここに公布する。

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 条例第二条第一号ロの規則で定める業務用船舶は、次に掲げるものをいう。

- 一 貨物定期航路事業に使用する船舶
- 二 不定期航路事業に使用する船舶
- 三 港湾運送事業に使用する船舶
- 四 内航運送事業に使用する船舶
- 五 国土交通大臣が指定した船舶職員養成施設において、船舶職員を養成するために使用する船舶
- 六 クレーン船、しゅんせつ船等の作業船

第三条 削除

(重点放置禁止区域の指定基準)

第四条 条例第十一条第一項の規定による重点放置禁止区域の指定は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、放置により著しい支障が発生し、又は発生するおそれがあると認められる区域について行うものとする。

- 一 海岸保全施設等に損傷を与えるなど、公の施設の管理上支障のある区域
- 二 施設整備工事その他の工事が計画され、又は施工されている区域
- 三 船舶の航行に支障を及ぼす区域
- 四 漁業活動等他の水域利用に支障を及ぼす区域
- 五 河川（条例第二十条第二項の規定により、条例第三章から第五章までの規定を適用しない区域を除く。）の流水の阻害又は洪水及び高潮時のプレジャーボートの流出等により、災害を誘発するおそれがある区域
- 六 放置場所周辺における違法駐車、早朝又は夜間の騒音その他所有者等の行為によって生活環境が悪化していると認められる区域
- 七 その他知事が重点放置禁止区域に指定することが適当と認める区域

(重点放置禁止区域の指定)

第五条 知事は、条例第十一条第一項の規定により重点放置禁止区域を指定したときは、必要と認める場所に、その旨を表示する標識又は看板等を設置するものとする。

2 条例第十一条第二項（同条第四項で準用する場合を含む。）の規定による告示は、次の事項を県報に登載することにより行う。

- 一 重点放置禁止区域の名称及び範囲
- 二 重点放置禁止区域の指定（変更又は解除）年月日
（プレジャーボートを返還するための措置）

第六条 条例第十四条第三項の規定による所有者等にプレジャーボートを返還するために行う公告は、次の事項を当該プレジャーボートが放置されていた場所の付近に掲示し、又は県報に登載することにより行う。

- 一 プレジャーボートが放置されていた場所及びプレジャーボートを移動した年月日
- 二 移動したプレジャーボートの保管場所
- 三 当該プレジャーボートに船名、船舶検査済票番号又は船舶番号の表示がある場合はその船名又は番号
- 四 保管期間
- 五 問い合わせ先
- 六 その他知事が必要と認める事項
（保管したプレジャーボートを売却する場合の手続）

第七条 条例第十四条第四項の規定による保管したプレジャーボートの売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき又は競争入札に付することが適当でないと認められるときは、随意契約により売却することができる。

（返還手続）

第八条 条例第十三条又は第十四条第一項の規定により移動したプレジャーボートの返還を受けようとする者は、別記様式第四号によるプレジャーボート返還申請書を知事に提出しなければならない。

（立入調査を行う職員であることを示す証明書）

第九条 条例第十六条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第五号による。

（暫定係留区域の指定）

第十条 第五条の規定は、条例第十七条第一項の規定により暫定係留区域を指定した場合及び同条第三項の規定により準用する条例第十一条第二項の規定により告示する場合に準用する。この場合において、第五条第一項中「条例第十一条第一項」とあるのは「条例第十七条第一項」と、「重点放置禁止区域」とあるのは「暫定係留区域」と、第五条第二項中「条例第十一条第二項（同条第四項で準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第十七条第三項の規定により準用する条例第十一条第二項」と、「重点放置禁止区域」とあるのは「暫定係留区域」と読み替えるものとする。

（各水域の管理者等との協議）

第十一条 知事は、重点放置禁止区域又は暫定係留区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該水域の管理者（知事が当該水域の管理者である場合を除く。）に協議するものとする。

- 2 知事は、重点放置禁止区域又は暫定係留区域を指定しようとするときは、必要に応じて関係機関の意見を聴くものとする。
- 3 前二項の規定は、重点放置禁止区域又は暫定係留区域の指定を変更し、又は解除する場合に準用する。

（係留保管計画の策定）

第十二条 県は、地域ごとに、当該地域の実情に応じたプレジャーボート係留保管計画を策定し、計画的な放置の解消に努めるものとする。

（協議会の設置）

第十三条 条例の円滑な運用を図るため、県に、関係機関、関係団体、利用者団体及び事業者等で構成するプレジャーボート係留保管促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織、運営その他必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成十年十月一日から施行する。

（広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正）

2 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第七十一号中「並びに第六十三号（二）」を「、第六十三号（二）並びに第七十号（三）」に改め、同号を同条第七十三号とし、同条中第七十号を第七十二号とし、第六十九号の次に次の二号を加える。

七十 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- （一） 第七条の規定によるプレジャーボートの所有者等の氏名等の届出の受理
- （二） 第八条の規定による届出済証の交付
- （三） 第十二条の規定による重点放置禁止区域内の放置に対する指導等
- （四） 第十四条第一項及び第二項の規定による所有者等が不明の場合の移動及び保管
- （五） 第十四条第四項の規定によるプレジャーボートの売却及び売却代金の保管
- （六） 第十五条の規定による重点放置禁止区域以外の放置に対する指導
- （七） 第十六条第一項の規定による立入調査

七十一 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則（平成十年広島県規則第六十三号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- （一） 第五条（第十条において準用する場合を含む。）の規定による重点放置禁止区域であることを表示する標識又は看板等の設置
- （二） 第六条の規定による所有者等にプレジャーボートを返還するために行う公告（県報に登載して行う場合を除く。）
- （三） 第八条の規定によるプレジャーボート返還申請書の受理及びプレジャーボートの返還

第十七条第二十五号中「並びに第十一号（二）、（五）及び（十）」を「、第十一号（二）、五及び（十）並びに第二十四号（三）」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条中第二十四号を第二十六号とし、第二十三号の次に次の二号を加える。

二十四 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- （一） 第七条の規定によるプレジャーボートの所有者等の氏名等の届出の受理
- （二） 第八条の規定による届出済証の交付
- （三） 第十二条の規定による重点放置禁止区域内の放置に対する指導等
- （四） 第十四条第一項及び第二項の規定による所有者等が不明の場合の移動及び保管
- （五） 第十四条第四項の規定によるプレジャーボートの売却及び売却代金の保管
- （六） 第十五条の規定による重点放置禁止区域以外の放置に対する指導
- （七） 第十六条第一項の規定による立入調査

二十五 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則に基づく知事の権限の

うち、次に掲げるもの

- (一) 第五条（第十条において準用する場合を含む。）の規定による重点放置禁止区域であることを表示する標識又は看板等の設置
- (二) 第六条の規定による所有者等にプレジャーボートを返還するために行う公告（県報に掲載して行う場合を除く。）
- (三) 第八条の規定によるプレジャーボート返還申請書の受理及びプレジャーボートの返還

附 則（平成一二年一二月二一日規則第一三四号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一七年三月三〇日規則第二六号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月二四日規則第九号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

様式第 1 号から様式第 3 号まで 削除

様式第 4 号（第 8 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）